

平成22年度

火災予防作文コンクール

応募総数72編から6人が入賞

消防本部では、火災予防運動の一環として学校及び家庭における火災予防の普及・啓発を図るため、小学校4年生から6年生の児童を対象に「火災予防作文コンクール」を実施しています。本年度は、市長表彰などに6人が入賞しました。

11月5日、歌志内小学校で表彰式が行われ、入賞者の皆さんに西丸強消防長から賞状と記念品が手渡されました。

式後、西丸消防長から「皆さんの作文を読んで、火災予



前列左から渡部くん、大家さん、西本さん、後列左から中村さん、毛利さん、志田くん

防を良く理解してくれているとわかりました。これからも、みんなでいっしょに火災のな

い歌志内を目指しましょう」と呼びかけ、入賞者の皆さんは防火に対する気持ちを新たにしています。

入賞者の学年とお名前、作文のタイトルは次のとおりです。

■歌志内市長表彰

▽最優秀賞 6年 毛利緑さん 『火災予防』

▽優秀賞 6年 志田翔己くん 『火災予防』

■歌志内市消防長表彰

▽最優秀賞 5年 中村知穂さん 『火事を起こさないた

めに』

▽優秀賞 5年 渡部葵くん 『防火について』

■歌志内市防火安全協会会長表彰

▽最優秀賞 4年 大家麗央さん 『火事を防ぐために』

▽優秀賞 4年 西本世奈さん 『恐怖の火事』



今回の作文コンクールで、

歌志内市長表彰最優秀賞に入賞した作文を紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

「火災予防」

歌小6年 毛利 緑

私は、火事がとても嫌いです。なぜかと言うと、私たちの大切な物を燃やしてしまうからです。筆記用具、教科書、本、机、人形、写真など、いろいろな物を

あともなく燃やし、時には、大切な人の命までもうぼうからです。そして、あまりにも大きい火事の時、家までもうばい、

生きていくために必要な、お金もうばいます。学校の避難訓練の時に、グラウンドで、火をつけて、先生が消火した時、あまりうまく消えていなかったら、子供の私たちだけの時は、もつと大変なんだろうなと、思いました。煙は黒くて、中にはせきをしている人もいました。あれだけ小さな火から出た煙でもせきをする人がいるのに、本当に火事が起きたらどうなるでしょう。もともと呼吸器官が弱い人は、気を失う人もいるかもしれません。あまり煙を吸うと、肺や喉をやけどして、息ができません。私には火事が起きると、胸が苦しくなり、息ができません。苦しくなり、目がかすんで見えにくくなるのではないのでしょうか。そうなるのと、とても不安になり、混乱します。混乱すると、正しい行動ができなくなります。あわてて逃げようとして、逆に命を落とす確率が高くなります。では、

どうすれば落ち着いて行動できるようになるのでしょうか。そもそも、火事を起こさないようにすれば、良いのです。でも、火は毎日使う物です。特に料理で一番使うことがあり、料理中に火が燃えつつって火事になるケースも多いです。私は料理中に火を使うとしたら、必ず目をはなさないようにしています。どうしてもはなれなければならぬ時は、一回火を止めるか、誰かに見てもらおうようにしています。そうしておくことによつて、火が燃えつつすることはないし、もし燃えつつたとしても、誰かが見ているので、すぐに消火できます。冬は、ストーブから火が出る場合があります。なので、冬にストーブを使う時は、燃えやすい物をストーブの近くに置かないようにすることで、火が出ることを防ぐことができます。このように、火事にならないように、気を付けることで、火事を完全になくせないとしても、少しずつ減らして、ゼロに近い状態にしていければ、良いと思います。これからも、いろいろな対策を考えて、火事の予防をしていきます。

地域福祉計画の策定にご協力を！

市では、市民が住み慣れた地域でともに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「歌志内市地域福祉計画」の策定に着手しています。この計画の策定には、地域に住む皆さんの参加が欠かせません。ぜひ皆さんのご協力をお願いします。

〈福祉事業グループ ☎ 4 2 3 2 1 3〉



地域福祉とは

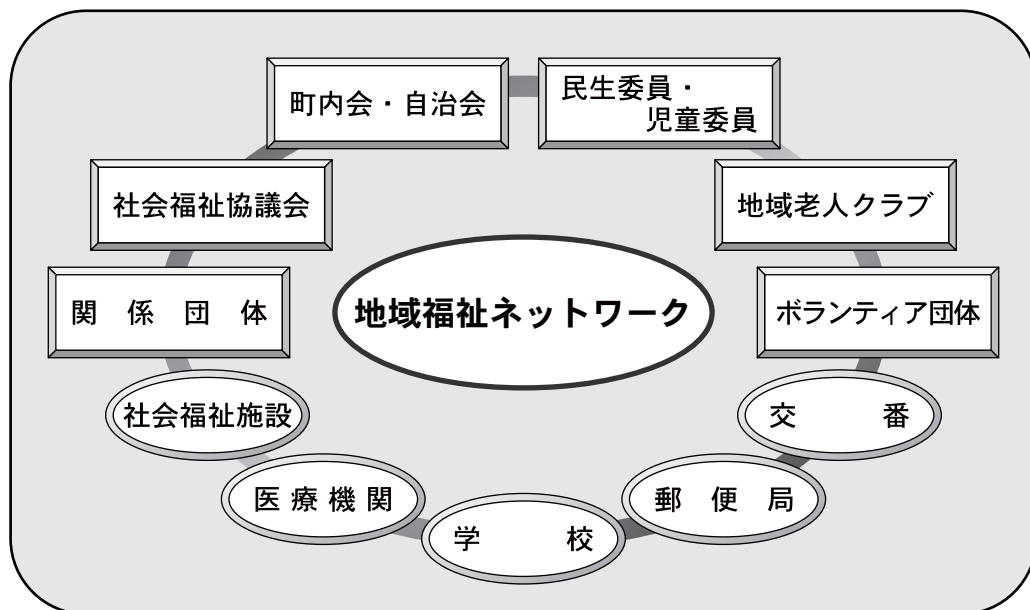
私たちの住む地域には、高齢者や障がいのある方、また働きながら子育てをしている方など、援助を必要としている人たちも多く暮らしています。

地域福祉とは、「地域」という場所に注目して、支え合いを中心とした支援を考え、実行することを指しています。

地域福祉への取り組みは、地域に住む皆さんが抱えている生活上の不便や悩みを話し合い、自分たちでできることを考え、お互いに手を貸したり気遣ったりすることから始まります。

■地域における支え合いの仕組み

高齢者・障がい者・児童を含むすべての住民



地域福祉計画とは

生活上の不安を解消するため、地域福祉推進の主体である地域住民や社会福祉に携わる皆さん（以下、「住民等」といいます）と行政が参加して、地域に住んでいる援助を必要とする方が抱える生活上の解決すべき課題（以下、「生活課題」といいます）と、それに対応する福祉サービスの内容や量などを明らかにし、提供できる体制を整備する計画が地域福祉計画です。

地域福祉計画の策定に当たっては、わたしたちみんなが住みやすい地域福祉を実現するために、地域に住むすべての住民がお互いに思いやりを持ち、ともに支え合い、助け合おうという意識の形成を図るとともに、行政や事業者として住民の役割はどうかあるべきか、福祉サービス利用者の権利をどう守っていくかなど、地域福祉の基本的な理念やあり方を検討していくことが必要です。

地域福祉推進の基本目標

地域福祉の推進を図るには、生活課題の達成に住民等が積極的に参加できるよう、地域社会の構成員である住民等が互いに協力し合う気持

ちを持つことが重要であり、また、福祉サービス利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要です。

そのためには、多様な福祉サービスの連携による総合的な展開や、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりといった生活関連分野との連携が必要で

住民参加の必要性

地域福祉計画の最大の特徴は、地域住民の参加がなければ策定できないことにあります。

地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体が地域福祉推進の実践そのものと考えられています。

アンケートへのご協力

ありがとうございます

広報11月号に折り込んで実施した「福祉のまちづくりのための市民アンケート」にご協力いただき誠にありがとうございました。

回収期限は過ぎていますが、まだお手元にある場合は貴重なご意見等をお寄せいただきますようお願いいたします。

地域福祉計画策定委員会の

市民委員を募集します

地域福祉計画は、全国の市町村がそれぞれの個性を出し合って策定する計画であり、そこには地域に住む皆さんの地域福祉に対する熱い思いなどを盛り込む必要があります。

住民主導の参加型福祉、住民同士が支え、支えられるサービスの創出を目指すため、この計画の策定段階から住民の皆さんにも参加いただき、一緒に考え、方向性を見いだしていく取り組みが重要となっています。

そこで市では、策定委員会で関係機関の皆さんとともに計画策定に参加いただく市民委員を募集します。

策定委員会への参加要件や業務の内容などは次のとおりですので、皆さんの積極的な参加をお願いします。

■公募による策定委員になれる方

▽歌志内市の住民であること

▽20歳以上であること

■策定委員の役割

▽地域福祉計画にかかる調査検討に関すること

▽地域福祉計画の策定に関すること

▽総合的な地域福祉の推進に関すること

以上が主な役割として予定されていますが、委員のかたがたには、地域の福祉に対する熱い思いをお聞かせいただいたり、地域福祉計画に盛

り込むべき項目についてご意見をいただいたりします。このほか、計画に対する意見の分類などの調整や、計画の素案にご意見をいただきます。

■策定委員の委嘱期間 平成22年12月下旬から計画書作成まで

■会議の開催回数 概ね10回程度

■委員報酬 ありません

■募集期限 平成22年12月15日まで

■応募方法 電話にて福祉事業グループ（☎4223213）へ、住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせ

ください

ご存じですか？

高額介護合算療養費

「高額介護合算療養費」は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者の、1年間分の「病院にかかったときの自己負担額」と「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」を合算した金額が下表の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。



■高額介護合算療養費の自己負担基準額

所得区分	医療保険（国保など）＋介護保険		後期高齢者医療＋介護保険
	70～74歳のみの世帯	70歳未満を含む世帯	
上位所得者	67万円	126万円	
現役並み所得者			67万円
一般	56万円	67万円	56万円
住民税非課税世帯【区分Ⅱ】	31万円	34万円	31万円
住民税非課税世帯【区分Ⅰ】	19万円		19万円

※支給額が500円未満の場合は支給されません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の方です。

※現役並み所得者とは、住民税の課税所得が145万円以上ある加入者と、その方と同じ世帯にいる加入者です。

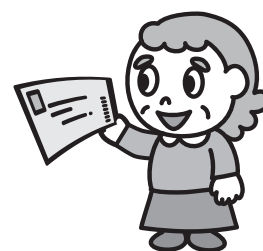
※住民税非課税世帯【区分Ⅱ】とは、世帯全員が住民税非課税の方です。

※住民税非課税世帯【区分Ⅰ】とは、【区分Ⅱ】に該当する方のうち、世帯全員の税法上の所得金額が0円かつ公的年金受給額80万円以下の方、または老齢福祉年金を受給されている方です。

■申請手続きのお知らせなどについて

平成21年度分（平成21年8月1日から平成22年7月31日までに支払った自己負担額分）について支給の対象となる方には、12月以降に申請のご案内をします。

なお、お知らせが届かなくても対象になる場合がありますので、該当すると思われる方はお問い合わせください。



■お問い合わせ

- ▷後期高齢者医療制度のことなら・・・北海道後期高齢者医療広域連合（☎011～290～5601）
- ▷国民健康保険・介護保険のことなら・・・空知中部広域連合（☎66～2152）
- ▷その他全般については・・・保険医療グループ（☎42～3217）